

議案第100号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 4 6 2 号 線	18 10	2 00	さいたま市桜区大字 神田字谷中706番 3地先	さいたま市桜区大字 神田字谷中706番 2地先	
G 第 1 7 4 号 線	15 40	4 00	さいたま市浦和区上 木崎五丁目328番 1地先	さいたま市浦和区上 木崎五丁目328番 1地先	
M 第 4 8 4 号 線	36 20	4 40	さいたま市緑区大字 大間木字附島165 7番7地先	さいたま市緑区大字 大間木字附島165 5番4地先	
3 2 2 3 9 号 線	21 52	1 82	さいたま市西区大字 西遊馬字高木203 3番5地先	さいたま市西区大字 西遊馬字高木202 1番1地先	